

公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成28年6月29日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成28年3月18日	福島県指令北建 第4410号	野内 和弥 本宮市本宮字鍋田197番地 大友 義久 双葉郡浪江町大字酒田字原16番地25 渡部 好一 双葉郡双葉町大字郡山字尾浸沢86番地	本宮市本宮字鍋田299番6、300番7	30.50	6.00
2	平成28年3月1日	福島県指令相建 第44-13号	荒 重雄 南相馬市原町区北長野字南原田405番地	南相馬市原町区北長野字南原田204 番4、210番3、219番5	63.19	6.00
3	平成28年3月8日	福島県指令相建 第44-17号	株式会社セイユー建設 代表取締役 青田由広 相馬市中野字寺前459番地	相馬市中村字北町12番1	30.19	4.00~6.00
4	平成28年3月17日	福島県指令相建 第44-6号	末永 正一 南相馬市原町区桜井町二丁目67番	南相馬市原町区桜井町二丁目66番2 4	18.96	6.14~6.18
5	平成28年3月29日	福島県指令相建 第44-16号	一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美 東京都練馬区石神井町二丁目26番11号	相馬市中野字清水172番28	36.97	6.00